

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00040 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年5月8日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00040 沿革 (略)</p>	
<p>(保険の地位等譲渡に係る承認申請)</p> <p><b>第11条</b> 被保険者は、約款第49条ただし書きの規定に基づき保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第7 - 1による簡易通知型包括保険保険契約上の地位譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写し <u>及び譲受人により作成された贈賄防止に係る誓約及び申告書</u>を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(保険の地位等譲渡に係る承認申請)</p> <p><b>第11条</b> 被保険者は、約款第49条ただし書きの規定に基づき保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第7 - 1による簡易通知型包括保険保険契約上の地位譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p>(損失等発生の通知)</p> <p><b>第14条</b> 被保険者は、約款第24条第1項の規定に基づき損失の発生又は損失を受けるおそれのあることを通知するときは、別紙様式第10 - 1による簡易通知型包括保険 (船積前) 損失発生通知書、別紙様式第10 - 2による簡易通知型包括保険 (船積後) 損失等発生通知書又は別紙様式第10 - 3による簡易通知型包括保険 (増加費用) 損失発生通知書 (以下「損失等発生通知書」という。) を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、損失 <u>発生</u> 等通知書の提出期限は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、損失を受け</p>	<p>(損失等発生の通知)</p> <p><b>第14条</b> 被保険者は、約款第24条第1項の規定に基づき損失の発生又は損失を受けるおそれのあることを通知するときは、別紙様式第10 - 1による簡易通知型包括保険 (船積前) 損失発生通知書、別紙様式第10 - 2による簡易通知型包括保険 (船積後) 損失等発生通知書又は別紙様式第10 - 3による簡易通知型包括保険 (増加費用) 損失発生通知書 (以下「損失等発生通知書」という。) を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、損失 <u>発</u> <u>生</u> 等通知書の提出期限は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、損失を受け</p>	

<p>るおそれのあるときは、決済期限から、45日以内とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>るおそれのあるときは、決済期限から、45日以内とする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(権利行使等の委任)</p> <p><b>第25条</b> 被保険者は、約款第41条第1項又は第47条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合は、別紙様式第22 - 1による簡易通知型包括保険権利行使等委任状又は別紙様式第22 - 2による<u>簡易通知型包括</u>保険権利行使等委任状（保険金請求前）に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(権利行使等の委任)</p> <p><b>第25条</b> 被保険者は、約款第41条第1項又は第47条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合は、別紙様式第22 - 1による簡易通知型包括保険権利行使等委任状又は別紙様式第22 - 2による<u>貿易一般</u>保険権利行使等委任状（保険金請求前）に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年7月1日から実施する。</u></p>		